

合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、禁錮以上の刑に処せられた者は、平成十八年証券取引法改正法第一条の規定による改正後の証券取引法第百九十七条から第百九十八条までの規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられたものとみなす。

2 前条の規定（第四条第二号の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める部分に限る。）による改正後の公認会計士法第四条第二号の規定の適用については、旧証券取引法第百九十七条から第百九十八条までの規定（平成十八年証券取引法改正法附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、禁錮以上の刑に処せられた者は、新金融商品取引法第百九十七条から第百九十八条までの規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられたものとみなす。

（政治資金規正法の一部改正）

第一百二十九条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号ト中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「有価証券」の下に「（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）」を加える。

(国民生活金融公庫法の一部改正)

第一百三十条 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第五項中「証券業者」を「金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十
五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者」に改め、同条第
六項中「証券業者」を「金融商品取引業を行う者」に改める。

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第一百三十一条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正す
る。

第六条第一項第十四号を次のように改める。

十四 「金融指標等先物契約」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一
項に規定する市場デリバティブ取引（政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）、同条
第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（政令で定めるものを除く。）及び同条第八項第三号口
に規定する外国金融商品市場において行われる同条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引に類

する取引その他これらに類する取引として政令で定める取引に係る契約をいう。

第二十条第九号中「金融先物取引法第二条第九項」を「金融商品取引法第二条第二十五項」に改める。

第二十二条の二第一項中「、証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）及び金融先物取引業者（金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業者）を「及び金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者」に改める。

第二十六条第二項第一号中「証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所」を「金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所」に改める。

第五十五条の二第二項中「、証券会社及び金融先物取引業者」を「及び金融商品取引業者」に改め、同条第三項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同条第四項中「、証券会社又は金融先物取引業者」を「又は金融商品取引業者」に改め、同条第五項中「証券会社、届出者及び金融先物取引業者」を

「金融商品取引業者及び届出者」に、「及び証券会社」を「及び金融商品取引業者」に改め、「金融先物取引業者については第二項の規定」を削る。

(放送法の一部改正)

第一百三十二条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の八第一項中「証券取引所」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所」に改める。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第一百三十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の九第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第一百三十四条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条の二の三」を「第五十条の二の四」に、「第五十条の二の四」を「第五十条の二の五」に改める。

第三十五条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「宅地建物取引業者の相手方等」を「説明の相手方」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 宅地建物取引業者は、宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合における売買の相手方に対して、その者が取得しようとしている信託の受益権に係る信託財産である宅地又は建物に關し、その売買の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。ただし、その売買の相手方の保護のため支障を生ずることがない場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

一 当該信託財産である宅地又は建物の上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又是登記簿の表題部に記録された所有者の氏名（法人にあつては、その名称）

二 当該信託財産である宅地又は建物に係る都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で政令で定めるものに関する事項の概要

三 当該信託財産である宅地又は建物に係る私道に関する負担に関する事項

四 当該信託財産である宅地又は建物に係る飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況（これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項）

五 当該信託財産である宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他国土交通省令で定める事項

六 当該信託財産である建物が建物の区分所有等に関する法律第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一棟の建物又はその敷地（一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。）に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定めるもの

七 その他当該信託の受益権の売買の相手方の保護の必要性を勘案して国土交通省令で定める事項

第五十条の二第一項第一号中「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第六条の認可」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条の登録（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業の種別に係るものに限る。）」に改め、同号イ中「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を加え、「第十五条第一項第一号」を「第九条」に、「第四条」を「第三条」に改め、同号ロ中「第一条第十九項」を「第二条第十二項」に、「第八条第二項」を「第一百八十八条第一項第四号」に、「資産運用委託契約」を「委託契約」に改める。

第五十条の二の四を第五十条の二の五とし、第五章第一節中第五十条の二の三の次に次の一条を加える。

（不動産信託受益権等の売買等に係る特例）

第五十条の二の四 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）又は金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）、匿名組合契約（商法（明治三十一年法律第四

十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）に基づく権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合又は不動産信託受益権等の売買の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「売買の相手方に対し」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者（以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。）に対し」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第五十条の二の四に規定する不動産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、及び同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

第六十五条第二項第二号中「第三十五条第一項若しくは第二項」を「第三十五条第一項から第三項まで」に改め、同条第四項中「一に」を「いすれかに」に改め、同項第二号中「第三十五条第一項若しくは

第二項」を「第三十五条第一項から第三項まで」に改める。

第七十七条の二第一項中「第二条第二十項」を「第二条第十三項」に改める。

第八十六条中「第三十五条第三項」を「第三十五条第四項」に改める。

(航空法の一部改正)

第一百三十五条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一百二十条の二第一項中「証券取引所」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所」に改める。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第一百三十六条 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項中「証券業者」を「金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者」に改め、同条第六項中「証券業者」を「金融商品取引業を行う者」に改める。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第一百三十七条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「証券業者」を「金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十二年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者」に改める。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第一百三十八条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第五百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第五項中「証券業者」を「金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十二年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者」に改め、同条第六項中「証券業者」を「金融商品取引業を行う者」に改める。

（信用保証協会法の一部改正）

第一百三十九条 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第四号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第一百四十条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一百三十条の二第一項中「投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者）」を「金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者）」に、「同条第四項」を「同条第八項第十二号口」に改め、同条第三項中「投資顧問業者」を「金融商品取引業者」に改める。

第一百三十六条の二第一項第三号中「投資顧問業者」を「金融商品取引業者」に改め、同項第四号中「証券会社」を「金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」に改め、同号イ中「有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指數等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指數等スワップ取引」を「金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連アリバティブル取引」に改め、同項第五号イ中「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物（）を「有価証券に係る標準物（金融商品取引法第一条第二十四項第五号に掲げるものをいう。）に改め、同号ニ中「金融先物取引所」を「金融商品取引所（金融商品取引

法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第百三十九条第五項において同じ。)」に改め、同号へ(2)中「証券取引法第二条第二十一項」を「金融商品取引法第二条第八項第十一号イ」に、「有価証券指數」を「有価証券指標(厚生労働省令で定めるものに限る。(3)において同じ。)」に改め、同号へ(3)中「証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指數等先物取引及び同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引」を「金融商品取引法第二十八条第八項第三号ロからホまでに掲げる取引」に、「の有価証券指數」を「の有価証券指標」に改める。

第百三十九条第五項中「証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

第一百五十九条第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

第一百五十九条の二第一項中「投資顧問業者」を「金融商品取引業者」に改める。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第一百四十一条 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「証券業者」を「金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者」に改め、同条第二項中「証券業者」を「金融商品取引業を行う者」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第一百四十二条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一百一十八条第三項中「投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者」を「金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者」に、「同条第四項」を「同条第八項第十二号口」に改め、同条第四項中「投資顧問業者」を「金融商品取引業者」に改める。

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第一百四十三条 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項第三号中「投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六

十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者」を「金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者」に、「同条第四項」を「同条第八項第十二号口」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第一百四十四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の見出しを「（倉庫業法の改正に伴う許可に係る課税の特例）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別表第一第二十六号（）中「第一条第十九項」を「第二条第十二項」に改め、同表第三十五号（）中「証券取引法第六十五条の二第一項（金融機関の証券業務の営業の登録等）の規定による営業」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条の二（金融機関の登録）」に改め、同号（ハ）を削り、同号（九）を同号（ハ）とし、同号（十）を同号（九）とし、同号（十一）を同号（十）とし、同表第三十八号中「信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者」を「若しくは信託契約代理店」に改め、同号（六）を削り、同表第四十号中「有価証券市場の開設の免許、」を「金融商品市場の開設の免許、」に、「又は証券取引所持株会社に係る認

可」を「金融商品取引所持株会社に係る認可、公益法人金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体の認定又は自主規制業務の認可」に改め、同号(一)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「規定による有価証券市場」を「金融商品市場」に改め、同号(二)中「証券取引法第百一条の十一第一項」を「金融商品取引法第百一条の十七第一項」に改め、「規定による」を削り、同号(三)中「証券取引法第七十六条(認可)」を「金融商品取引法第六十七条の十二(規則の認可)」に改め、同号(四)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「規定による」を削り、同号(五)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「証券取引所持株会社に係る」を削り、同号に次のように加える。

(六) 金融商品取引法第七十八条第一項（公益法人金融商品取引業協会の認定）の公益法人金融商品取引業協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
(七) 金融商品取引法第七十九条の七第一項（認定投資者保護団体の認定）の認定投資者保護団体の目的及び業務）の認定投資者保護団体の認定	認定件数	一件につき九万円
(八) 金融商品取引法第一百二条の十四（自主規制法人による自主規制業務）の自主規制業務の認可	認可件数	一件につき十五万円

別表第一第四十一号から第四十二号までを次のように改める。

七六

四十一 金融商品取引業者の登録若しくは業務の認可、外国証券業者の引受業務若しくは取引所取引業務の許可、金融商品仲介業者の登録又は金融商品債務引受業の免許	
(一) 金融商品取引法第二十九条（登録）の金融商品取引業者の登録	登録件数 一件につき十五万円
(二) 金融商品取引法第三十一条第四項（変更登録等）の変更登録（同法第二十九条の二第一項第五号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る。）	登録件数 一件につき十五万円
(三) 金融商品取引法第三十条第一項（認可）の業務の認可	認可件数 一件につき十五万円
(四) 金融商品取引法第五十九条第一項（引受業務の一部の許可）の引受業務の許可	許可件数 一件につき九万円
(五) 金融商品取引法第六十条第一項（取引所取引業務の許可）の取引所取引業務の許可	許可件数 一件につき十五万円

(六) 金融商品取引法第六十六条（登録）の金融商品仲介業者の登録

登録件数

一件につき九万円

(七) 金融商品取引法第二百五十六条の二（免許）の金融商品債務登録

免許件数

引受業の免許
金融商品債務

一件につき十五万円

四十二及び四十三 削除

別表第一第四十四号中「営業の」を削り、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「（免許）」を「（免許及び免許の申請）」に改め、同表第四十八号を次のように改める。

四十八 削除

別表第一第五十号を次のように改める。

五十 削除

別表第一第九十六号中「商品投資販売業又は」を削り、同号(一)中「（商品投資販売業の許可）の商品投資販売業」を「（商品投資顧問業者の許可）の商品投資顧問業」に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「（同法第三十二条第一項（準用規定）において準用する場合を含む。）」を削り、「第五条第一項第五号（許

可の申請) 又は第三十一条第一項第五号」を「第五条第一項第六号」に改め、同号(二)を同号(一)とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第一百四十五条 住民基本台帳法（昭和四十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項及び四の項を次のように改める。

三 金融庁又は財務省

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）による同法第二十九条の登録、同法第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項（同法第三十二条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第三十三条の二の登録、同法第三十三条の六第一項若しくは第五十条の二第一項の届出、同法第五十九条第一項若しくは第六十条第一項の許可、同法第六十条の五第一項、第六十三条第二項若しくは第三項若しくは第六十三条の二第二項若しくは第三項の届出、同法第六十四条第一項の登録、同法第六十四条の四の届出、同法第六十六条の登録、同法第六十六条の五第一項若しくは第六十条の十九第一項の届出、同法第六十七条の二第二項の認可、同法第七十

八条第一項の認定、同法第七十九条の三十第一項の認可、同法第八十条第一項の免許、同法第八十九条の二第一項の登記、同法第八十九条の三第一項、第八十九条の四第一項若しくは第八十九条の五第一項（これらの規定を同法第一百二条の十において準用する場合を含む。）の登記、同法第一百一条の十七第一項の認可、同法第一百二条の九第一項の登記、同法第一百二条の十四の認可、同法第一百三条の二第二項若しくは第一百三条の三第一項の届出、同法第一百六条の三第一項の認可、同条第三項（同法第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第一百六条の十第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第一百六条の十四第三項若しくは第一百六条の十五の届出、同法第一百六条の十七第一項若しくは第一百四十条第一項の認可、同法第一百四十九条第二項の届出、同法第一百五十五条第一項の認可、同法第一百五十五条の七の届出、同法第一百五十六条の二の免許、同法第一百五十六条の十二の届出、同法第一百五十六条の二十四

第一項の免許又は同法第百五十六条の一十八第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四 削除

別表第一の五の項中「同法第六条の認可、同法第十条の三第二項、第十条の四第一項（同法第十条の七において準用する場合を含む。）若しくは」を削り、「第一百九十二条第一項」の下に「、第二百二十条第一項若しくは第二百二十二条第一項」を加える。

別表第一の六の項及び七の項を次のように改める。

六 削除	
七 削除	

別表第一の八の項中「、同法第七十二条第一項」を「又は同法第七十二条第一項」に改め、「、同法第八十六条第一項の登録、同条第三項の更新又は同法第九十条第一項の届出」を削る。

別表第一の十の項を次のように改める。

十 削除

--